

平成 29 年 12 月 4 日開会

平成 29 年 12 月

# 市議会定例会議案書

寝屋川市

# 目 次

番 号	案 件	頁
報告 第 10 号	専決処分の報告（平成 29 年度寝屋川市一般会計補正予算（第 3 号））	別冊
議 案 第 81 号	寝屋川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正	1
議 案 第 82 号	寝屋川市立子育てリフレッシュ館条例の制定	4
議 案 第 83 号	寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正	10
議 案 第 84 号	寝屋川市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定	12
議 案 第 85 号	寝屋川市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定	29
議 案 第 86 号	寝屋川市立幼稚園条例の一部改正	31
議 案 第 87 号	寝屋川市立市民体育館条例の一部改正	33
議 案 第 88 号	寝屋川市立池の里市民交流センター条例の一部改正	35
議 案 第 89 号	平成 29 年度寝屋川市一般会計補正予算（第 4 号）	別冊
議 案 第 90 号	平成 29 年度寝屋川市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	別冊

番号	案件	頁
議案第 91 号	平成 29 年度寝屋川市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 92 号	平成 29 年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 93 号	平成 29 年度寝屋川市水道事業会計補正予算(第 1 号)	別冊
議案第 94 号	平成 29 年度寝屋川市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 95 号	財産の取得（子育てリフレッシュ館「子どもの遊びスペース」用備品）	38
議案第 96 号	指定管理者の指定（寝屋川市立市民活動センター）	39
議案第 97 号	指定管理者の指定（寝屋川市立西高齢者福祉センター）	40
議案第 98 号	指定管理者の指定（寝屋川市有料自転車駐車場）	41
議案第 99 号	指定管理者の指定（寝屋川市立市民体育館）	42
議案第 100 号	人権擁護委員候補者の推薦（道 上 雅 司）	43
議案第 101 号	人権擁護委員候補者の推薦（荒 木 裕 美）	45



## 寝屋川市職員の育児休業等に関する条例 の一部改正

寝屋川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 12 月 4 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

## 寝屋川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市職員の育児休業等に関する条例（平成4年寝屋川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号アイ中「第2条の3第3号において」を「以下」に改め、「とう。」の次に「（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）」を加える。

第2条の4を第2条の5とする。

第2条の3第2号中「この条」の次に「及び次条」を加え、同条第3号イ中「特に必要と認められる特別の事情がある」を「継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において国等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福

祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条第7号中「該当すること」の次に「又は第2条の4の規定に該当すること」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第11条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

#### 附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

議案第 82 号

## 寝屋川市立子育てリフレッシュ館条例の 制定

寝屋川市立子育てリフレッシュ館条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 12 月 4 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

## 寝屋川市立子育てリフレッシュ館条例

### (目的及び設置)

第1条 子育て支援に関する事業及び子どもや保護者のリフレッシュのための事業を総合的に行い、もって安心して子どもを生み育てることができる環境の整備に寄与するため、子育てリフレッシュ館を設置する。

### (名称及び位置)

第2条 子育てリフレッシュ館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 寝屋川市立子育てリフレッシュ館
- (2) 位 置 大阪府寝屋川市錦町 8 番13号

### (事業)

第3条 子育てリフレッシュ館は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子ども（小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下同じ。）の遊び場の提供に関すること。
  - (2) 一時預かり事業に関すること。
  - (3) 子育てについての情報交換及び保護者（子どもの父母その他の保護者をいう。以下同じ。）の交流の促進に関すること。
  - (4) 妊産婦及び保護者の子育て等についての相談に関すること。
  - (5) 子育て支援及び子どもや保護者のリフレッシュのための講座等の開催に関すること。
  - (6) 子育てに係る相互援助活動の促進に関すること。
  - (7) 子育てに係るサークル活動の支援に関すること。
  - (8) 子育てに関する情報の提供に関すること。
  - (9) 前各号に掲げる事業のほか、第1条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項第2号に規定する「一時預かり事業」とは、出生後3月を経過した子ども（疾病その他の理由により保育を行うことが困難であると認められる者を除く。）について、次条第2号の一時保育室において、一時的に預かり、保育を行

う事業をいう。

(施設)

第4条 子育てリフレッシュ館に、次に掲げる施設を置く。

- (1) 子どもの遊びスペース
- (2) 一時保育室
- (3) 子育て交流スペース
- (4) 前3号に掲げる施設のほか、第1条の目的を達成するために必要な施設  
(利用することができる者の範囲)

第5条 子育てリフレッシュ館を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 子ども及び保護者（保護者の依頼を受けて子どもの世話をを行う者を含む。  
次項において同じ。）
  - (2) 寝屋川市の区域内において、子育てに係るサークル活動を行っている団体
  - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- 2 子どもの遊びスペースを利用することができる者は、保護者の付添いがある  
子どもに限るものとする。
- 3 一時預かり事業を利用することができる者は、第3条第2項に規定する子ど  
もの保護者であって、寝屋川市の区域内に住所を有するものに限るものとする。  
(子どもの遊びスペース等の利用の登録)

第6条 子どもの遊びスペースの利用又は一時預かり事業の利用を希望する者は、  
次条第1項の許可の手続に先立ち、規則で定めるところにより、市長の登録を  
受けなければならない。

(子どもの遊びスペース等の利用許可)

第7条 子育てリフレッシュ館を利用しようとする者は、次に掲げる場合には、  
あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 子どもの遊びスペースその他市長が指定する施設を利用しようとする  
とき。
  - (2) 一時預かり事業を利用しようとするとき。
- 2 市長は、前項第1号の施設の適正な利用又は一時預かり事業の適正な利用を  
確保するため必要があると認めるときは、当該施設の利用の許可又は一時預か

り事業の利用の許可（以下これらを「利用許可」という。）に条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないことができる。

- (1) 利用定員数に達しているとき。
- (2) 子育てリフレッシュ館の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
- (3) 子育てリフレッシュ館の管理上支障があると認めるとき。

（子どもの遊びスペース等の使用料）

第8条 子どもの遊びスペースの利用について利用許可を受けた者は、別表第1に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 一時預かり事業の利用について利用許可を受けた者は、別表第2に定める額の使用料を納付しなければならない。

3 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

4 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

5 使用料の納付については、寝屋川市が発行する子育てリフレッシュ館の利用券の提出（市長が定める場合にあっては、提示）をもって、これに替えることができるものとする。

（特別の設備の設置及び変更の禁止）

第9条 子育てリフレッシュ館を利用する者（以下「利用者」という。）は、子育てリフレッシュ館の施設に特別の設備を設け、又は変更を加えてはならない。

（入館の拒否等）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、子育てリフレッシュ館への入館を拒み、その利用を制限し、若しくは利用許可を取り消し、又は子育てリフレッシュ館からの退館を命ずることができる。

- (1) 利用者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則若しくはこれらに基づく指示又は利用許可に付した条件に違反したと認めるとき。
- (2) 他人に迷惑をかけ、又は他人に危害を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (3) 子育てリフレッシュ館の管理上又は公益上やむを得ない必要を生じたと

き。

(原状回復の義務)

第11条 利用者は、子育てリフレッシュ館を利用した場合において、その利用を終了したときは、直ちに、これを原状に回復しなければならない。前条の規定により利用許可を取り消され、又は退館を命ぜられたときも、同様とする。

(汚損等の場合における原状回復及び損害賠償)

第12条 利用者は、子育てリフレッシュ館の利用に際して、子育てリフレッシュ館の施設又はその附属設備（物品を含む。）を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるとときは、その賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、子育てリフレッシュ館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(寝屋川市立こどもセンター条例の一部改正)

2 寝屋川市立こどもセンター条例（平成13年寝屋川市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「総合的に推進する拠点施設」を「推進する施設」に改める。

第3条中第6号を削り、第7号を第6号とする。

別表第1（第8条関係）

区分	利用単位	金額
子どもが寝屋川市の区域内に住所を有する場合	1回1時間	子ども又は保護者それぞれ1人につき、250円
子どもが寝屋川市の区域外に住所を有する場合		子ども又は保護者それぞれ1人につき、350円

備考 利用単位の時間を超えて利用した場合には、超過時間30分（30分未満の時間は、これを30分とする。）ごとに、子どもが寝屋川市の区域内に住所を有する場合にあっては1人につき100円の、子どもが寝屋川市の区域外に住所を有する場合にあっては1人につき150円の超過使用料を納付しなければならない。

別表第2（第8条関係）

子どもの区分	単位及び金額
満3歳未満の子ども	1人1時間につき、500円
満3歳以上の子ども	1人1時間につき、400円

備考 使用料の額を算出する場合においては、1時間未満の時間は、これを1時間とする。

寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 12 月 4 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第 12 条の 4 第 2 項」を「第 12 条の 5 第 2 項」に改める。

- (1) 寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年寝屋川市条例第 16 号）第 24 条第 2 項
- (2) 寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年寝屋川市条例第 19 号）第 11 条第 3 項第 1 号

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

寝屋川市指定居宅介護支援事業者の指定  
並びに指定居宅介護支援等の事業の人員  
及び運営に関する基準を定める条例の制  
定

寝屋川市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員  
及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 12 月 4 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準（第3条）
- 第3章 基本方針（第4条）
- 第4章 指定居宅介護支援事業者の人員に関する基準（第5条・第6条）
- 第5章 指定居宅介護支援事業者の運営に関する基準（第7条—第32条）
- 第6章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

第2章 指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準

（指定居宅介護支援事業者の指定をしてはならない者）

第3条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

第3章 基本方針

（基本方針）

第4条 指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われるものでなければならない。

- 2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者(法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等(法第 8 条第 24 項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 7 の 2 に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者(法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

#### 第 4 章 指定居宅介護支援事業者の人員に関する基準

(従業者の員数)

第 5 条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定居宅介護支援事業所」という。)ごとに 1 以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるもの(次条第 2 項を除き、以下単に「介護支援専門員」という。)を置かなければならない。

- 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が 35 又はその端数を増すごとに 1 とする。

(管理者)

第 6 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

- 2 前項に規定する管理者は、介護支援専門員でなければならない。
- 3 第 1 項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- (2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

## 第5章 指定居宅介護支援事業者の運営に関する基準

### （重要事項の説明等）

第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要な事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次の各号に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

#### (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

- ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要な事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要な事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合

にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

4 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 指定居宅介護支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次の各号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 第3項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの  
(2) ファイルへの記録の方式

7 前項に規定する承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項に規定する承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第 10 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第 11 条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第 12 条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第 13 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第 46 条第 4 項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（同条第 2 項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るもの）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 14 条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第 1 項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第 15 条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第 16 条 指定居宅介護支援の方針は、第 4 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うこととを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者的心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス（法第 24 条第 2 項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

ない。

- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならぬ。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当

者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第115号）第26条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）その他の同条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。
- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (14) 介護支援専門員は、前号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
  - ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
  - イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- (15) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合には、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
  - ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合

イ 要介護認定を受けている利用者が法第 29 条第 1 項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

- (16) 第 3 号から第 12 号までの規定は、第 13 号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。
- (17) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (18) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (19) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を求めなければならない。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。
- (21) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間の半数を超えないようにしなければならない。
- (22) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理

由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。

- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (14) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第 73 条第 2 項に規定する認定審査会意見又は法第 37 条第 1 項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができるることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。
- (15) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- (16) 指定居宅介護支援事業者は、法第 115 条の 23 第 3 項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。
- (17) 指定居宅介護支援事業者は、法第 115 条の 48 第 4 項の規定に基づき、同条第 1 項に規定する会議から同条第 2 項の検討を行うために資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

#### (法定代理受領サービスに係る報告)

第 17 条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第 41 条第 10 項の規定により同条第 9 項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、

当該国民健康保険団体連合会)に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス(法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。)として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を市町村(当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対し、提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第18条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第20条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行ふものとする。

(運営規程)

第 21 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要な事項

(勤務体制の確保)

第 22 条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供することができるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに、介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備、備品等)

第 23 条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第 24 条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第 25 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービス

の選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第 26 条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならぬ。

(広告)

第 27 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであつてはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第 28 条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

- 2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情への対応)

第 29 条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第 6 項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適

切に対応しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、市町村から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス又は法第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

#### (事故発生時の対応)

- 第 30 条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
  - 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない

い。

(会計の区分)

第 31 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録等の整備)

第 32 条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録等を整備しておかなければならぬ。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録等を整備し、当該記録等に係る居宅サービス計画の完了の日（第 3 号に掲げる記録にあっては当該通知の日、第 5 号に掲げる記録にあっては当該記録を作成した日）から 5 年間保存しなければならない。

(1) 第 16 条第 13 号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア 居宅サービス計画

イ 第 16 条第 7 号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第 16 条第 9 号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第 16 条第 14 号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第 19 条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第 29 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第 30 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第 6 章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第 33 条 第 3 章から第 5 章（第 29 条第 6 項及び第 7 項を除く。）までの規定は、法第 47 条第 1 項第 1 号に規定する基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第 7 条第 1 項中「第 21 条」とあるのは「第 33 条において準用する第 21 条」と、第 13 条第 1 項中「指定居宅介護支援（法第 46 条第 4 項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（同条第 2 項に規定する居宅

介護サービス計画費をいう。以下同じ。)が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第 47 条第 3 項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

### (適用区分)

- 2 第 32 条第 2 項 (第 33 条において準用する場合を含む。) の規定は、この条例の施行の日において指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 (平成 11 年厚生省令第 38 号) 第 29 条第 2 項 (同令第 30 条において準用する場合を含む。) 及び大阪府指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例 (平成 26 年大阪府条例第 136 号) 第 33 条第 2 項 (同条例第 34 条において準用する場合を含む。) の規定により現に保存することとされている記録であって、保存期間が満了していないもの及び施行の日以後に整備の対象となる記録について適用する。

議案第 85 号

## 寝屋川市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定

寝屋川市生産緑地地区の区域の規模に関する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 12 月 4 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市条例第 号

寝屋川市生産緑地地区の区域の規模に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第2項の規定に基づき、寝屋川市における生産緑地地区の区域の規模について定めるものとする。

(区域の規模)

第2条 生産緑地法第3条第2項の条例で定める区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上の区域であることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 86 号

## 寝屋川市立幼稚園条例の一部改正

寝屋川市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 12 月 4 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市条例第 号

寝屋川市立幼稚園条例の一部を改正する条例

寝屋川市立幼稚園条例（昭和 47 年寝屋川市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表寝屋川市立神田幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、平成 32 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 87 号

## 寝屋川市立市民体育館条例の一部改正

寝屋川市立市民体育館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 12 月 4 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市立市民体育館条例の一部を改正する条例

寝屋川市立市民体育館条例（平成 19 年寝屋川市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項ただし書中「指定管理者」を「体育館の駐車場を利用する場合その他指定管理者」に改める。

別表に次の表を加える。

3 駐車場を利用する場合の利用料金

自動車の種類	単位及び金額
(1) 大型・中型車両	1台1日につき、3,000円
(2) 普通車両等	1台1時間につき、100円

備考

1 「大型・中型車両」とは、道路交通法施行規則（昭和 35 年總理府令第 60 号）第 2 条の表に規定する大型自動車及び中型自動車をいい、「普通車両等」とは、大型・中型車両以外の自動車をいう。

2 普通車両等に係る利用料金の額については、入場以後 30 分以内は無料とし、入場以後 30 分を超える時間について、1 時間までごとに 100 円として算出する。

3 普通車両等について、平日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日にに関する法律に規定する休日以外の日をいう。）を利用する場合の利用料金は、1台1日につき 800 円を上限とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の寝屋川市立市民体育館条例の規定は、この条例の施行の日以後に体育館の駐車場を利用する場合における利用料金について適用する。

## 寝屋川市立池の里市民交流センター条例 の一部改正

寝屋川市立池の里市民交流センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 12 月 4 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市立池の里市民交流センター条例の一部を改正する条例

寝屋川市立池の里市民交流センター条例（平成18年寝屋川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「別表」を「別表第1」に、「料金（以下「使用料」という。）」を「使用料」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 センターの施設等のうち別表第2に掲げる多目的室の使用に係る使用料は、それぞれ同表に定めるとおりとする。

第11条に次の1項を加える。

3 使用者は、別表第1又は別表第2に定める使用料（以下「使用料」という。）を前納しなければならない。

第12条の見出し中「使用料等」を「使用料」に改め、同条中「及び前条第2項に規定する実費（以下「使用料等」という。）」を削る。

第13条の見出し及び同条中「使用料等」を「使用料」に改める。

別表の2の表備考3中「及び」を「又は」に、「者が」を「者であって、市内に住所を有するものが」に改め、同表備考6中「（同人が3歳以上中学生以下又は60歳以上である場合は、当該金額の5割に相当する額）」を削り、別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第11条関係）

多目的室の使用料

[単位：円]

使用時間 使用施設	午 前 午前9時から正午まで	午 後 A 正午から午後3時まで	午 後 B 午後3時から午後6時まで	夜 間 午後6時から午後9時まで
多目的室 1	400	400	400	400
多目的室 2				

多目的室 3				
多目的室 4				
多目的室 5	300	300	300	300
多目的室 6	700	700	700	700

### 備考

- 1 1の多目的室について、2以上の使用時間の区分を使用する場合の使用料は、当該多目的室について、当該使用時間に対応する、それぞれこの表に規定する金額の合計額とする。
- 2 使用者が入場料(これに類する料金を含む。)を徴収する場合の使用料は、この表に規定する金額の5倍に相当する額とする。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の寝屋川市立池の里市民交流センター条例の規定は、この条例の施行の日以後に寝屋川市立池の里市民交流センターの施設を使用する場合における使用料について適用し、同日前に寝屋川市立池の里市民交流センターの施設を使用する場合における使用料については、なお従前の例による。

## 財産の取得

次のとおり財産を取得する。

平成 29 年 12 月 4 日提出

寝屋川市長 北川法夫

- |          |   |
|----------|---|
| 1 取得する財産 | 子育てリフレッシュ館「子どもの遊びスペース」用備品   |
| 2 財産の概要  | (1) 遊具・玩具類 18 品目<br>(2) テーブル、椅子等 10 品目<br>(3) クッション等 5 品目<br>(4) その他 6 品目 |
| 3 取得目的   | 子どもの遊び場として必要な備品を整備するため  |
| 4 取得の方法  | 随意契約（公募型プロポーザル方式）   |
| 5 取得価格   | 金 38,880,000 円<br>(内消費税及び地方消費税の額 2,880,000 円)                             |
| 6 支払方法   | 納入後一括払  |
| 7 取得の相手方 | 兵庫県宝塚市中山五月台七丁目 1 番 707 号<br>株式会社ニッコウ<br>代表取締役 粟津啓嘉                        |

## 指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立市民活動センター)

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

平成 29 年 12 月 4 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

- |         |   |
|---------|---|
| 1 施設の名称 | 寝屋川市立市民活動センター                             |
| 2 団体の名称 | 特定非営利活動法人寝屋川市民活動ネット・なかも                   |
| 3 指定の期間 | 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで（5 年間） |

## 指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立西高齢者福祉センター)

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

平成 29 年 12 月 4 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

- |         |   |
|---------|---|
| 1 施設の名称 | 寝屋川市立西高齢者福祉センター                           |
| 2 団体の名称 | シンコースポーツ大阪株式会社                            |
| 3 指定の期間 | 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで（5 年間） |

## 指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市有料自転車駐車場)

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

平成 29 年 12 月 4 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

1 施設の名称 寝屋川市有料自転車駐車場（6か所）

寝屋川市駅前第 1 自転車駐車場

寝屋川市駅前第 2 自転車駐車場

寝屋川市駅前第 3 自転車駐車場

寝屋川市駅前第 4 自転車駐車場

寝屋川市駅前第 6 自転車駐車場

寝屋川市駅西自転車駐車場

2 団体の名称 アドバンスねやがわ管理株式会社

3 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで（5年間）

## 指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立市民体育館)

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

平成 29 年 12 月 4 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

- |         |   |
|---------|---|
| 1 施設の名称 | 寝屋川市立市民体育館                                |
| 2 団体の名称 | 特定非営利活動法人寝屋川市スポーツ振興連盟                     |
| 3 指定の期間 | 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで（5 年間） |

## 人 権 擁 護 委 員 候 补 者 の 推 薦

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

平成 29 年 12 月 4 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

住 所 [REDACTED]  
氏 名 道 上 雅 司 (みちかみ まさし)  
生年月日 [REDACTED]

### 理 由

人権擁護委員角谷哲夫が、平成 30 年 6 月 30 日任期満了のため、後任委員の候補者に推薦したい。

# 履歴書

本籍 [REDACTED]  
住所 [REDACTED]  
氏名 道上 雅司 (みちかみ まさし)  
生年月日 [REDACTED]

## 学歴

昭和 47 年 3 月 東海大学工学部卒業

## 職歴

昭和 47 年 4 月 大阪電気暖房株式会社 入社  
平成 18 年 3 月 同上 退社

## 公職歴等

自 平成 28 年 12 月 寝屋川市民生委員・児童委員  
至 現 在

## 賞罰

なし

## 人 権 擁 護 委 員 候 补 者 の 推 薦

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

平成 29 年 12 月 4 日提出

寢屋川市長 北 川 法 夫

住 所

氏 名 荒木 裕美（あらき ゆみ）

生年月日

### 理 由

人権擁護委員荒木裕美が、平成 30 年 6 月 30 日任期満了のため、引き続き推薦したい。

# 履歴書

本籍 [REDACTED]  
住所 [REDACTED]  
氏名 荒木裕美(あらき ゆみ)  
生年月日 [REDACTED]

## 学歴

昭和 58 年 3 月 精華女子高等学校卒業

## 職歴

昭和 58 年 4 月 河村整形外科病院 就職

昭和 62 年 3 月 同上 退職

## 公職歴等

自 平成 13 年 4 月 至 平成 15 年 3 月 寝屋川市立北小学校 P T A 副会長

自 平成 14 年 4 月 至 平成 15 年 3 月 寝屋川市立校園 P T A 協議会副会長

自 平成 15 年 4 月 至 平成 17 年 3 月 寝屋川市立北小学校 P T A 会長

自 平成 18 年 7 月 至 現 在 人権擁護委員

自 平成 19 年 6 月 子どもの人権専門委員  
至 平成 22 年 5 月

## 賞 賞

平成 24 年 6 月	大阪府人権擁護委員連合会長表彰
平成 25 年 6 月	近畿人権擁護委員連合会長表彰
平成 27 年 6 月	全国人権擁護委員連合会長表彰
平成 28 年 6 月	法務省人権擁護局長表彰
平成 29 年 10 月	法務大臣表彰(人権擁護委員に対する表彰)